

国民年金からのお知らせ

あなたの気になる年金記録
もう一度、ご確認を！

いまだ約 2,200 万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご
確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。

- ☞ いつでも最新の年金記録を確認できます！
「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24 時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。
- ☞ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
年金に加入されていない期間、標準報酬月額の変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。
- ☞ 平成 25 年 1 月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

問合せ先 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213

【後期高齢者医療制度】

保険料の年金天引きについて

平成 24 年 6 月以降に 75 歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納入されていましたが、平成 25 年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。

※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

年金からの天引きに変更になる時期の目安

6 月 1 日～10 月 2 日に 75 歳になった方	➔	75 歳になってはじめての
10 月 3 日～12 月 2 日に 75 歳になった方		4 月の年金からの天引きに変更
12 月 3 日～2 月 2 日に 75 歳になった方		6 月の年金からの天引きに変更
2 月 3 日～5 月 31 日に 75 歳になった方		8 月の年金からの天引きに変更
		10 月の年金からの天引きに変更

年金からの天引きの対象となる方

- ・年金受給額が年額 18 万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）
- ・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額（老齢基礎）の 2 分の 1 を超えない方

口座振替を希望する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は変更申請手続きが必要です。
- 手続きは随時受け付けられますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに 2～4 か月かかる場合がありますので、希望される方は早めに手続きをしてください。

（例：4 月年金天引き停止は 1 月末までに手続きが必要）

【手続きに必要なもの：預貯金通帳、通帳の届出印】

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

国民年金からのお知らせ

新成人のみなさんおめでとうございます！
20 歳から 国民年金

日本に住む 20 歳から 60 歳未満すべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています

職場の年金（厚生年金や共済組合）に加入していない人は、国民年金に加入します

- ① 20 歳の誕生日前に、帯広年金事務所から国民年金のご案内（兼加入届）が送付されます。
- ② 加入手続きは、役場住民課（大津支所）と帯広年金事務所です。
- ③ 加入手続きをしていただくと、誕生月の下旬に『年金手帳』、その約 1 週間後には『納付書』が、帯広年金事務所から送付されます。

保険料の納付が困難な方は学生納付特例・若年者納付猶予・免除制度があります

世帯主の所得が多くても、本人及び配偶者の所得が少ない学生・20 代の若者のために、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」という、保険料の納付が猶予される制度があります。

また、世帯主・本人・配偶者の収入が少なく保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「退職（失業）による特例免除」もありますから、収入が少ない方や無職の方も、安心して、加入手続きを行ってください。なお、免除や猶予を受けた期間は、10 年以内であれば後から保険料を納めることができます。

国民年金の給付は、老後の生活保障ではありません

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残った時や、一家の働き手がなくなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

老齢基礎年金

65 歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

※ 加入届や保険料の納め忘れがあると上記の年金が受けられないこともありますので、「あのとき・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

保険料を払わないと損

老齢基礎年金の半分は、私たちが支払った税金の中から支払われています。将来、年金をもらうことで、間接的に、自分や皆が払った税金の一部を自分ももらうことができます。

つまり、「将来、年金をもらえないということは、税金の払い損になる」ということです。

国民年金は加入・免除や猶予・年金請求時のすべての場合において、自分で手続きをする必要がありますので、これを忘れないようにしてください。

☎ ご相談・加入手続きなどについてのお問い合わせは

帯広年金事務所（西 1 条南 1 丁目）☎ 0155 (25) 8113

または、

役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213

へお願いします。

▽国民年金からのお知らせ
広報とよころ

▽国民年金からのお知らせ
広報とよころ

役場だより

役場だより